

震災に伴う市町村の行政機能の課題と対応状況②

(震災により生じた課題)

○「モノ」：庁舎、情報システム等の壊滅的な被害

(例)

- A市 津波により本庁舎が浸水し、設備、備品ともに流失
- B市 本庁舎の柱、床、天井が損壊し、立ち入り禁止
- C市 戸籍データ及び住民基本台帳データを喪失

○「情報」：全国に避難した住民の所在が不明
(避難者の所在)

原子力災害による避難住民が民間契約等(※)の際にその避難場所の証明を求められる事例の発生
※ 会員証等の作成、クレジットカードの送付・受け取り 等

(課題への対応状況)

○「モノ」：庁舎・情報システムについては、市町村行政機能応急復旧補助金により59市町村が応急の修繕又は仮庁舎の建設を実施
地方単独事業で庁舎を建て替える場合については、震災復興特別交付税等により措置
戸籍情報データについては、法務局において保存していた戸籍の副本等に基づき再製
住民基本台帳データについては、保守契約等をしている業者にバックアップデータが保存されており、後に復旧

住民基本台帳データの復旧までの間、一部の団体で住民基本台帳データの本人確認情報を活用

○「情報」：「全国避難者情報システム」の運用
(避難者の所在)
※ 避難者の所在地等の情報を避難先の自治体が把握し、これを避難元の自治体へ提供

「届出避難場所証明書」の交付
※ 原発避難者特例法に基づいて届出のあった避難場所に関する証明書を避難元市町村が交付

都市の自治体間災害時相互応援協定の締結状況

(地方行政調査会「都市の自治体間災害時相互応援協定の締結状況調べ」(平成24)年9月1日現在＝2012(平成24)年9月1日現在＝「平成24年12月6日発行」により作成)

1 自治体間災害時相互応援協定の締結状況

○調査に回答した691市区のうち、約98%に当たる675市区が「締結している」と回答

○締結協定数 = 延べ2,575協定

○延べ協定数の2割超に当たる543協定が、東日本大震災後に新規に締結

2 東日本大震災後の状況変化

○東日本大震災後に、半数を超える358市区が協定に対する方針等を変更

・遠方自治体との協定締結に努めることとした = 226市区

・積極的に協定を締結することとした = 219市区

・原発災害対応、職員派遣、情報途絶対策等、東日本大震災後に協定内容を拡充

〔 原子力災害への対応、被災地からの要請がない段階での応援、災害時の連絡途絶を想定、被災前の対策への協力、応援職員の派遣、協定自治体への備蓄倉庫の設置検討、各市の備蓄品リストや資機材の保有状況などのデータ共有、庁舎機能の移転・行政機能継続場所の提供、避難者受け入れ等 〕

(注)調査の概要は以下の通り。

- ・調査対象自治体 全810市区(全市十全特別区)
- ・調査票回収状況 691市区から有効回答(回収率85.3%)
- ・本調査における「自治体間災害時相互応援協定」とは、「大規模災害に遭った場合、被災自治体を人的・物的に支援するために、自治体(市町村・特別区・都道府県)間で結ぶ協定」をいう。
- ・調査対象は、災害対応全般にわたる市全体レベルでの協力を定めた自治体間災害時相互応援協定(自治体の一部局あるいは消防など限定分野の災害時相互応援協定は対象外)。
- ・「締結協定数」は、各市区の回答を単純に数え上げた数字。

現行の事務の共同処理の仕組み（概要）

共同処理制度

制度の概要

法人の設立を要しない簡便な仕組み

協議会

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

機関等の共同設置

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

事務の委託

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

別法人の設立を要する仕組み

一部事務組合

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

広域連合

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

共同処理制度の活用状況

共同処理制度	設置件数(委託件数)	主な事務の件数			
協議会	191	広域行政計画等に関するもの	視聴覚教育	消防(通信指令等)	
		31	25	14	7.3%
機関等の共同設置	400	介護保険(介護認定審査等)	公平委員会	障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		131	113	108	27.0%
事務の委託	5,668	公平委員会	住民票の写し等の交付	競艇(場外発売等)	
		1,165	1,159	853	15.0%
一部事務組合	1,546	ごみ処理	し尿処理	消防、救急	
		398	352	282	18.2%
広域連合	115	後期高齢者医療	介護保険(介護保険事務等)	障害者福祉(障害程度区分認定審査等)	
		51	46	32	27.8%

平成24年7月1日現在：総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』による。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について①

調査概要

全市町村(政令市を除く1,699団体。)を対象に市町村における事務処理の現状や今後のあり方について調査を実施。(平成24年12月31日現在)

◇共同処理を実施する上での問題点

現在、事務の共同処理を実施する上での問題点については、

- 一部事務組合、広域連合については、「課題がある」とする市町村の割合が高く、その課題として、「迅速な意思決定が困難である」こと、「構成団体の意見が反映されにくい」ことが多く選択されている。
- 協議会、機関等の共同設置、事務の委託については、「課題がある」とする市町村において、各共同処理の方式の課題として、
 - ・ 協議会は、「迅速な意思決定が困難である」ことが多く選択されている。
 - ・ 機関等の共同設置は、「その他」の問題点として、幹事となる市町村の負担が大ききことなどが挙げられている。
 - ・ 事務の委託は、「構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である」ことが多く選択されている。

共同処理の方式	実施市町村数	課題がある	共同処理の問題点(複数回答可)				特に課題はない	
			迅速な意思決定が困難である	構成団体の意見が反映されにくい	責任の所在が不明確である	構成団体から事務処理に当たって必要な情報を把握することが困難である		その他
一部事務組合	1,623	526 <32.4%>	413 (78.5%)	218 (41.4%)	79 (15.0%)	61 (11.6%)	49 (9.3%)	1,097 <67.6%>
広域連合	1,578	412 <26.1%>	271 (65.8%)	176 (42.7%)	102 (24.8%)	41 (10.0%)	43 (10.4%)	1,166 <73.9%>
協議会	664	174 <26.2%>	149 (85.6%)	61 (35.1%)	32 (18.4%)	14 (8.0%)	15 (8.6%)	490 <73.8%>
機関等の共同設置	708	109 <15.4%>	74 (67.9%)	28 (25.7%)	21 (19.3%)	14 (12.8%)	16 (14.7%)	599 <84.6%>
事務の委託	1,106	145 <13.1%>	69 (47.6%)	56 (38.6%)	22 (15.2%)	27 (18.6%)	24 (16.6%)	961 <86.9%>

※ 「課題がある」「特に課題はない」の<>内は、実施市町村数に対する割合

※ 「共同処理の問題点」の()内は、「課題がある」とした市町村数に対する割合

○「その他」の自由記述欄に記載された主な内容

- ・ 「機関等の共同設置」では、幹事となる市町村の負担が大きき、構成市町村それぞれの事務処理に違いがある場合の処理が煩雑
- ・ 「事務の委託」では、費用負担の調整が困難である、対等の立場で協議ができていない

などの問題点が挙げられている。 22

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について②

◇事務処理体制の整備のあり方

今後の市町村における事務処理体制の整備のあり方について、中長期的な方向として、

- 「周辺市町村との共同処理」を46.9%、「処理が困難な事務について都道府県が処理」を33%の市町村が選択している。
- 一方で、「市町村合併による行財政基盤の強化」を選択した割合は低くなっている。
- 周辺市町村との共同処理、都道府県による処理を検討する必要がある事務については、
 - ・ 「税の徴収」「国民健康保険」「介護保険」「障害者福祉」は、周辺市町村との共同処理と都道府県による処理を検討する必要がある事務のいずれにも選択されている。
 - ・ 周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務には、上記の他「ごみ処理」「消防・救急」「観光」「観光」「観光」などが選択されている。
 - ・ 都道府県による処理を検討する必要がある事務には、上記の他「後期高齢者医療」「文化財」「生活保護」などが選択されている。

○事務処理体制の整備のあり方（複数回答可）

	市町村数	市町村合併による 行財政基盤の強化	周辺市町村との 共同処理	処理が困難な事務に ついて都道府県が処理	その他
全体	1,699	92 (5.4%)	797 (46.9%)	561 (33.0%)	142 (8.4%)
大都市部	244	17 (7.0%)	133 (54.5%)	94 (38.5%)	30 (12.3%)
その他の地域	1,455	75 (5.2%)	664 (45.6%)	467 (32.1%)	112 (7.7%)

※ 「大都市部」は、三大都市圏の特別区及び政令市の通勤・通学10%圏内の市町村(特別区を除く。)とする。

○周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務について（上位10事務、複数回答可）

事務名	税の徴収	国民健康 保険	ごみ処理	介護保険	消防・救急	観光	障害者福祉	上水道	し尿処理	火葬場
回答数	274	209	171	158	154	152	134	90	90	88

○処理が困難な事務について都道府県による処理を検討する必要がある事務について（上位10事務、複数回答可）

事務名	国民健康 保険	介護保険	障害者福祉	後期高齢者 医療	税の徴収	文化財	生活保護	道路・橋りょう	河川管理	保健衛生
回答数	332	127	94	93	82	79	72	67	56	54

※ 網掛けした事務は、「周辺市町村との共同処理を検討する必要がある事務」と「都道府県による処理を検討する必要がある事務」のいずれにも選択されている事務。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について③

◇周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由

「周辺市町村との共同処理」を選択した市町村が、共同処理の検討の必要があると選択した事務について、

- 回答数が最も多かった「税の徴収」は、選択した理由として、職員の専門知識の不足、人員の不足が多く挙げられている。
- 全体的には、共同処理を検討する必要がある理由として、財源の不足、人員の不足、人員の不足が多く挙げられている。

(回答数上位10事務、複数回答可)

事務の種類	回答数	周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由				
		財源の不足	人員の不足	職員の専門知識の不足	行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと	その他
税の徴収	274	29 (10.6%)	156 (56.9%)	199 (72.6%)	4 (1.5%)	72 (26.3%)
国民健康保険	209	146 (69.9%)	94 (45.0%)	50 (23.9%)	44 (21.1%)	57 (27.3%)
ごみ処理	171	111 (64.9%)	47 (27.5%)	26 (15.2%)	70 (40.9%)	54 (31.6%)
介護保険	158	69 (43.7%)	96 (60.8%)	78 (49.4%)	31 (19.6%)	49 (31.0%)
消防・救急	154	75 (48.7%)	79 (51.3%)	40 (26.0%)	41 (26.6%)	58 (37.7%)
観光	152	50 (32.9%)	57 (37.5%)	38 (25.0%)	44 (28.9%)	69 (45.4%)
障害者福祉	134	37 (27.6%)	75 (56.0%)	79 (59.0%)	40 (29.9%)	30 (22.4%)
上水道	90	46 (51.1%)	44 (48.9%)	43 (47.8%)	19 (21.1%)	26 (28.9%)
し尿処理	90	57 (63.3%)	26 (28.9%)	16 (17.8%)	34 (37.8%)	23 (25.6%)
火葬場	88	61 (69.3%)	33 (37.5%)	16 (18.2%)	32 (36.4%)	23 (26.1%)

※ ()内は、回答数に対する割合。

※ ■ は、回答数に対し60%以上選択された項目、■ は、50%以上60%未満の項目。

市町村における事務処理のあり方に関する調査結果について④

◇都道府県による処理を検討する必要がある理由

「処理が困難な事務について都道府県が処理」を選択した市町村が、都道府県による処理を検討する必要があると選択した事務について、

- 回答数が最も多かった「国民健康保険」は、選択した理由として、財源の不足が多く挙げられている。
- 全体的には、周辺市町村との共同処理を検討する必要がある理由と比べて、職員の専門知識の不足が理由として多く挙げられている。

(回答数上位10事務、複数回答可)

事務の種類	回答数	都道府県による処理を検討する必要がある理由				
		財源の不足	人員の不足	職員の専門知識の不足	行政サービスの提供に必要な事業規模を確保できないこと	その他
国民健康保険	332	246 (74.1%)	116 (34.9%)	67 (20.2%)	87 (26.2%)	106 (31.9%)
介護保険	127	73 (57.5%)	62 (48.8%)	55 (43.3%)	30 (23.6%)	35 (27.6%)
障害者福祉	94	31 (33.0%)	44 (46.8%)	65 (69.1%)	24 (25.5%)	28 (29.8%)
後期高齢者医療	93	48 (51.6%)	40 (43.0%)	27 (29.0%)	28 (30.1%)	29 (31.2%)
税の徴収	82	10 (12.2%)	46 (56.1%)	60 (73.2%)	5 (6.1%)	22 (26.8%)
文化財	79	25 (31.6%)	41 (51.9%)	55 (69.6%)	10 (12.7%)	15 (19.0%)
生活保護	72	35 (48.6%)	48 (66.7%)	46 (63.9%)	10 (13.9%)	15 (20.8%)
道路・橋りょう	67	42 (62.7%)	31 (46.3%)	43 (64.2%)	6 (9.0%)	9 (13.4%)
河川管理	56	33 (58.9%)	29 (51.8%)	33 (58.9%)	9 (16.1%)	8 (14.3%)
保健衛生	54	20 (37.0%)	22 (40.7%)	27 (50.0%)	13 (24.1%)	21 (38.9%)

※ ()内は、回答数に対する割合。

※ ■ は、回答数に対し60%以上選択された項目、■ は、50%以上60%未満の項目。

中心市と近隣の市町村の連携①

○ 定住自立圏構想

基本的考え方～集約とネットワーク化

中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

定住自立圏形成へ向けた手続き

- 人口5万人程度以上
(少なくとも4万人超)
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外



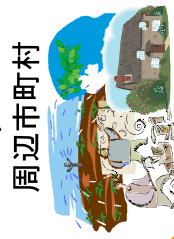
中心市

①中心市宣言

②定住自立圏形成協定（議会の議決）

中心市と周辺市町村が1対1で、「生活機能の強化」、「結びつきやネットワークの強化」、「圏域マネジメント能力の強化」の観点から連携する取組について、議会の議決を経て協定を締結

- 中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村



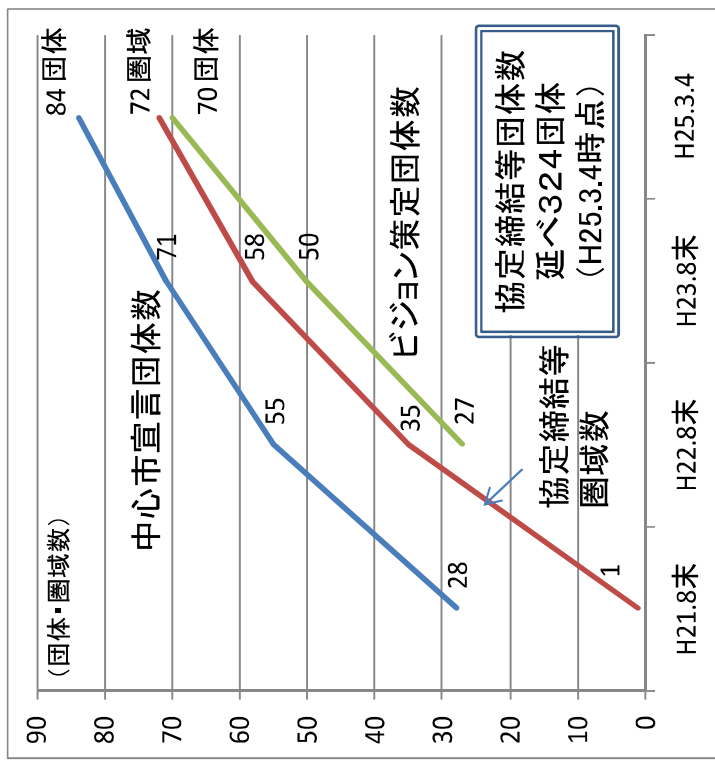
周辺市町村

国への申請や承認が必要ない
分権的な仕組

③定住自立圏共生ビジョン

圏域の将来像や推進する具体的取組を記載

定住自立圏構想の取組状況



中心市と近隣の市町村の連携②

○ 南信州定住自立圏の取組例

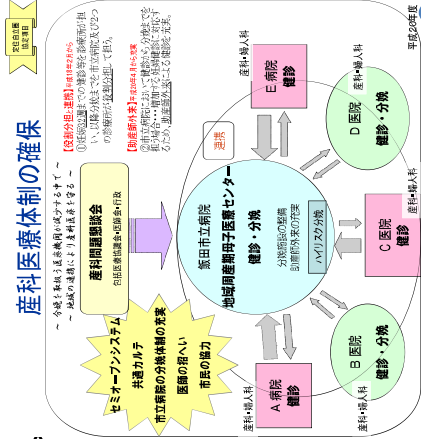
構成市町村	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
中心市宣言日	平成21年3月24日
協定締結日	平成21年7月14日
ビジョン策定日	平成21年12月24日

生活機能の強化

＜救急医療体制の確保＞
休日夜間当番制について支援



＜産科医療体制の確保＞
セミオープンシステム
及び共通カルテの運用
など、地域の医療機関
と連携した取組

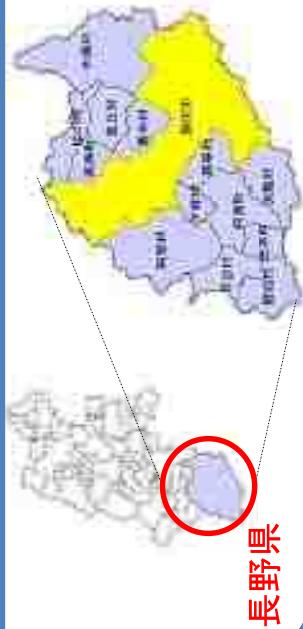


＜地域公共交通ネットワークの構築＞
バス路線等の効果的かつ効率的な運行



結びつきやネットワークの強化

若者達が定着し、多様な「人材」が将来にわたり住みやすい環境にあふれ
美しく心が響き合い安心して暮らすことができる「南信州定住自立圏」



＜人材育成等＞
合同研修、圏域外の
専門家の招へい



圏域マネジメント能力の強化

＜地場産業センターの運営等＞
地場産業センターの施設及び人員
を充実させ、圏域内の企業の人材
育成、新事業展開、新規創業等を
支援



＜図書館ネットワークシステムの構築＞
それぞれの図書館が所蔵する図書等の
資料の情報を共有し、当該情報を利用
することができるシステムを構築・運用

過疎法における都道府県代行制度

- 過疎地域自立促進特別措置法において、
 - ① 基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道等で国土交通大臣又は農林水産大臣が指定したものの
 - ② 市町村が管理する公共下水道で国土交通大臣が指定したもの
 について、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができることを規定。
- 対象地域数：921（対象都道府県数45、対象市町村数775）（平成24年4月1日現在）
- ※ 基幹道路については、豪雪地帯対策特別措置法、半島振興法、山村振興法においても同様の規定がある。

都道府県代行制度の適用件数の推移

年度	平16	平17	平18	平19	平20	平21	平22
道路	市町村道	153	135	119	99	81	50
	農道	105	79	59	52	45	32
	林道	193	200	188	176	163	148
	漁港関連道	0	0	0	0	0	0
合計	451	414	366	327	289	258	230
下水道	新規	4	0	4	5	0	0
	新規及び継続	49	34	37	34	18	5

出典：「過疎対策の現況」（平成23年10月）

市町村から都道府県への事務委託

- 市町村から都道府県に委託されている事務については、公平委員会に関する事務や公務災害に関する事務、下水道に関する事務が多くみられる。
- 東日本大震災の被害を受けた市町村において、災害弔慰金等支給審査会に関する事務、災害廃棄物に関する事務の県への委託が行われている。

区分	事務の名称	委託件数	構成団体等
①数都道府県にわたるもの	競艇事業に関する事務(場外発売事務等)	28	18市1町9組合(滋賀県へ委託)
	児童福祉に関する事務 (児童自立支援施設事務等)	10	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、新潟県、静岡県、大阪府、岡山県、熊本県(9府県)
	介護認定審査に関する事務	8	京都府
	災害弔慰金等支給審査会に関する事務	16	岩手県、宮城県(2県)
	下水道に関する事務(施設管理事務)	4	広島県
	下水道に関する事務(使用料徴収事務等)	85	茨城県、栃木県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、滋賀県、大阪府、兵庫県(9都府県)
	災害廃棄物に関する事務	25	岩手県、宮城県(2県)
	区画整理に関する事務	1	長崎県
	消防、救急に関する事務	59	東京都、千葉県(2都県)
	職員研修に関する事務	58	福井県、鳥取県、島根県(3県)
	公務災害に関する事務	183	富山県、愛知県、三重県(3県)
	公平委員会に関する事務	1,137	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、神奈川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、滋賀県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県(30道県)
	小計	1,614	

(平成24年7月1日現在:総務省『地方公共団体間の事務の共同処理の状況調査』による)

※ 市町村の事務を都道府県に委託する場合には、現行法の事務委託の制度において、どのような事務を対象となしうのかという点に関しては、都道府県に事務を処理する体制がなく、かつ、管理執行の職員をあらたに置かない限りできない場合、かかる事務は委託にふさわしくないと考えられる。

【高知県】地域支援企画員制度について

地域支援企画員制度は、平成15年度から開始

ねらい

市町村と連携しながら、実際に地域に入り、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本にして、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

(官民協働による地域づくり)

福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度。

(平成15年度)
スタート・・・7名(元気の応援団長)

(平成16年度)
体制強化・・・7名→50名体制

(平成17年度～)
再強化・・・50名→60名体制

役割

- ・住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス
- ・先進事例の紹介、支援制度の情報提供や地域の取組等の対外的な情報発信
- ・地域におけるコーディネート(人と人をつなぐ)活動の展開

地域の元気づくりへの支援

- ・グリーンツーリズムの体験メニューづくりや運営の仕組みづくりなどの取り組みへの応援
- ・地域資源を活かした商品開発、販売、地産地消などへの応援
- ・住民グループの活動などのまちづくりへの応援
- ・商店街の振興など、街の活性化

(具体的な活動)

地域の支え合いの仕組みづくりへの支援

- ・自主防災の組織化、防災マップづくり、勉強会等の活動の応援
- ・集落で住民が楽しく集える場づくり
- ・高齢者、子育て支援など、地域で、助け合い、支え合う活動への応援

鳥取県における連携・共同事務の取組状況

県全体での取組

- 道路の除雪・維持管理(県・市町村間)
- 消費生活相談(県・市町村間)
- 職員研修(県・市町村間)

各地区独自の取組

- 鳥取県の中部地区や日野地区においては、上記に加え、以下のような取組を実施。

<中部地区>

- 広域連合における共同実施
広域観光、広域産業等の振興、休日急患診療所及び病院群輪番制病院の運営、介護保険及び障害者自立支援に関する業務、消費生活相談等
- 福祉事務所業務の連携
生活保護嘱託医の報酬支払事務の共同化、合同ケース検討会の開催

<日野地区>

- 地方自治法に基づく「連携・共同事務検討協議会」において、以下の取組を実施。
 - 障がい者雇用
 - 母子保健分野における発達支援
 - 消費者行政
 - 備品等の共同発注 等
- 共同処理を行う中で、新たな分野への取組の検討へ広がっているところ。

第30次地方制度調査会について

1. 概要

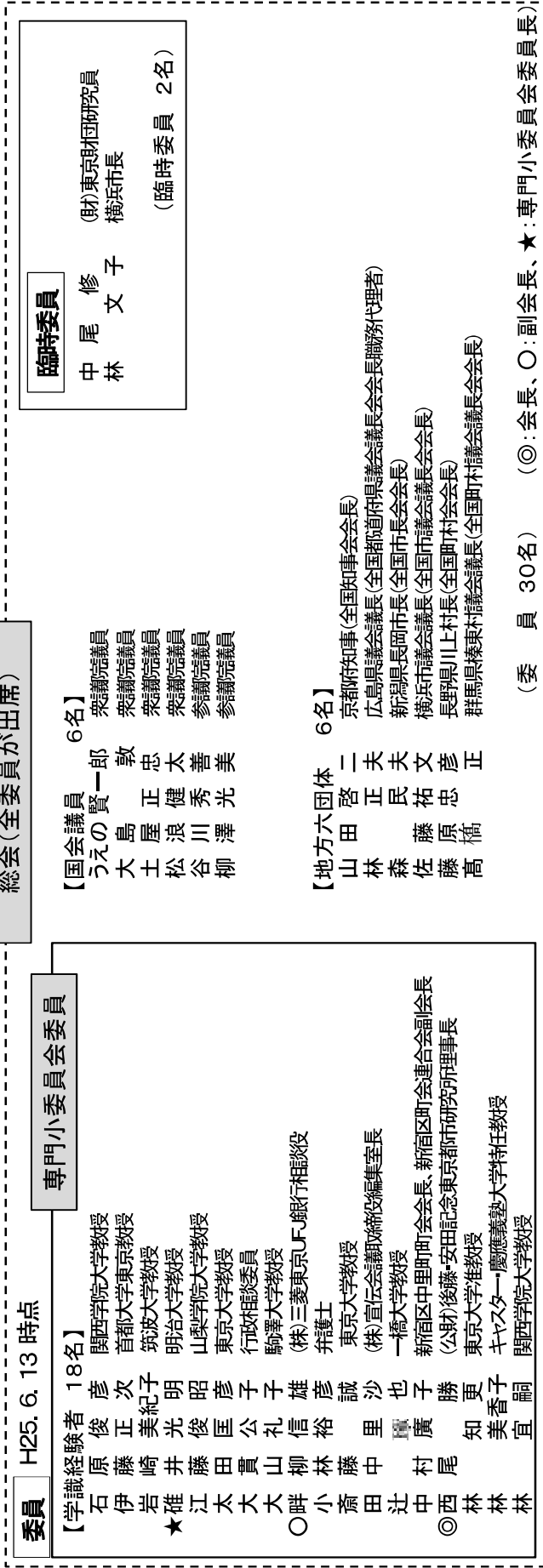
地方制度調査会は、地方制度調査会設置法により、内閣総理大臣の諮問に応じて地方制度に関する重要事項を調査審議するため、昭和27年12月、総理府（現：内閣府）に設置。

第30次地方制度調査会の第1回総会では、まず総務省で検討されている地方自治法改正案を早急に審議することとされ、第2回総会において「地方自治法改正案に関する意見」がとりまとめられた。第3回総会以降、諮問事項のうち「大都市制度のあり方」及び「基礎自治体のあり方」について、審議が進められ、第26回専門小委員会において「大都市制度についての専門小委員会中間報告」がとりまとめられた。平成25年1月以降、基礎自治体に関する議論等を行い、第5回総会において「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」がとりまとめられた。

※ 開催実績：総会5回（H23.8.24、12.15、H24.1.17、H25.2.27、6.17）、専門小委員会36回（おおむね月2回のペースで開催）

2. 委員（任期：H23.8.24～H25.8.23）

委員は、内閣総理大臣が任命することとされており、30人以内で構成。任期は2年で国會議員、地方公共団体の議員、地方公共団体の長等及び学識経験者により構成。



3. 諮問事項

- ・「我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方 → 「大都市制度に関する意見」(平成23年12月15日)を踏まえた地方自治法改正案を平成24年9月5日に公布
- ・「東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方

→ H25.6.17の第5回総会において、「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」をとりまとめ。

第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理手交)のポイント

① 大都市制度の改革

◎ 指定都市制度の改革

- ・「二重行政の解消」
 - ・ 都道府県から指定都市への事務移譲(35事務など、例：都市計画区域マスタープランの決定権限、県費負担教職員の給与負担)とこれに伴う税源配分の見直し(税源移譲や税交付金など)
 - ・ 都道府県と指定都市の様々な問題を調整する協議会の設置、協議が調わない場合の裁定等の創設
- ・ 「都市内分権」による住民自治の強化(条例で区役所の事務を規定、区長の役割を強化(人事・予算等)、区長を特別職にすることを可能に(市長が議会同意を得て選任))

○ 特別区制度の他地域への適用(大阪市等人口200万以上の指定都市等の区域を対象)

- ・ 「大都市地域特別区設置法」により道府県に特別区を設置する際の留意点を明示(例：特別区の設置により国や他の地方公共団体の財政に影響が生じないよう特に留意、事務分担・税財源配分は東京の仕組みを基本)

地域	指定都市
北海道	札幌市(191万)
東北	仙台市(104万)
関東	横浜市(368万)、川崎市(142万)、さいたま市(122万)、千葉市(96万)、相模原市(71万)
北陸	新潟市(81万)
中部	名古屋市(226万)、浜松市(80万)、静岡市(71万)
近畿	大阪市(266万)、神戸市(154万)、京都市(147万)、堺市(84万)
中国	広島市(117万)、岡山市(70万)
四国	
九州	福岡市(146万)、北九州市(97万)、熊本市(73万)
沖縄	

※括弧内はH22年人口国勢調査人口



○ 中核市、特例市制度

- ・ 現在の特例市に一層の事務の移譲を可能とするため、人口20万以上であれば保健所を設置することにより中核市となる形で両制度を統合(現在の特例市が少なくとも従来处理してきた事務を処理し続けることを前提)

○ 特別市(仮称)(全ての都道府県・市町村の事務を処理・都道府県の区域外)

- ・ 二重行政の完全解消など大きな意義があるが、住民代表機能のある区の必要性、警察事務の分割による懸念など、更に検討が必要

○ 都区制度(特別区(23区、895万))

- ・ 都から特別区への更なる事務移譲を検討
- ・ 社会経済情勢の変化を踏まえた特別区の区域の見直しを検討

②基礎自治体の行政サービス提供体制～人口減少社会(平成60年(2048年)に1億人を下回ると予測)においても人々の暮らしを支える地方中枢拠点都市等を中心とした圏域を形成～

◎ 新たな広域連携

地方圏

- ・「地方中枢拠点都市」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
- ・それ以外の定住自立圏施策の対象地域では定住自立圏の取組を一層促進
- ・地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢

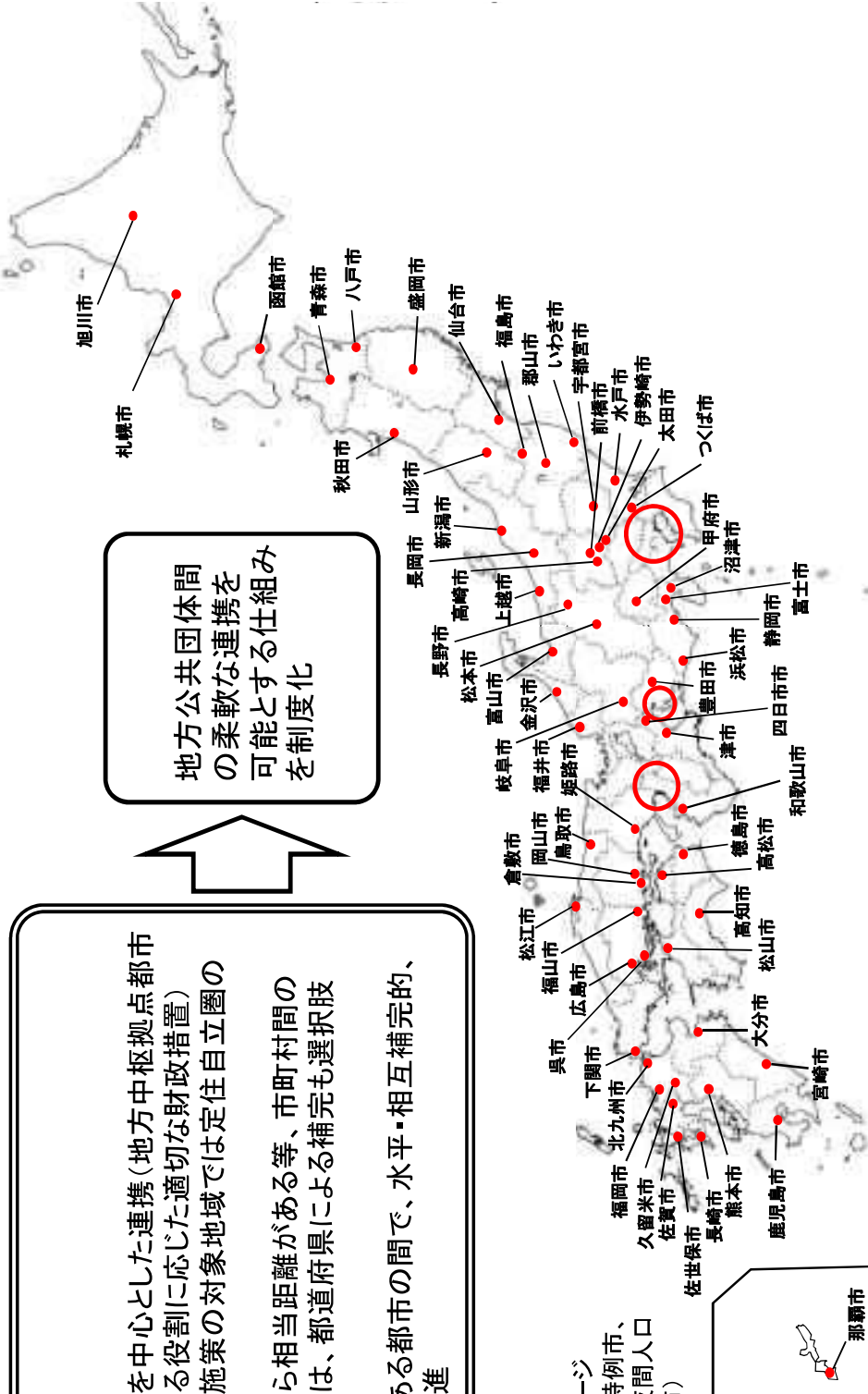
三大都市圏

- ・同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進

地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化

○ は、三大都市圏

- は、地方中枢拠点都市のイメージ(地方圏の指定都市、中核市、特例市、人口20万以上の市のうち、昼夜間人口比率1以上で圏域を支える都市)



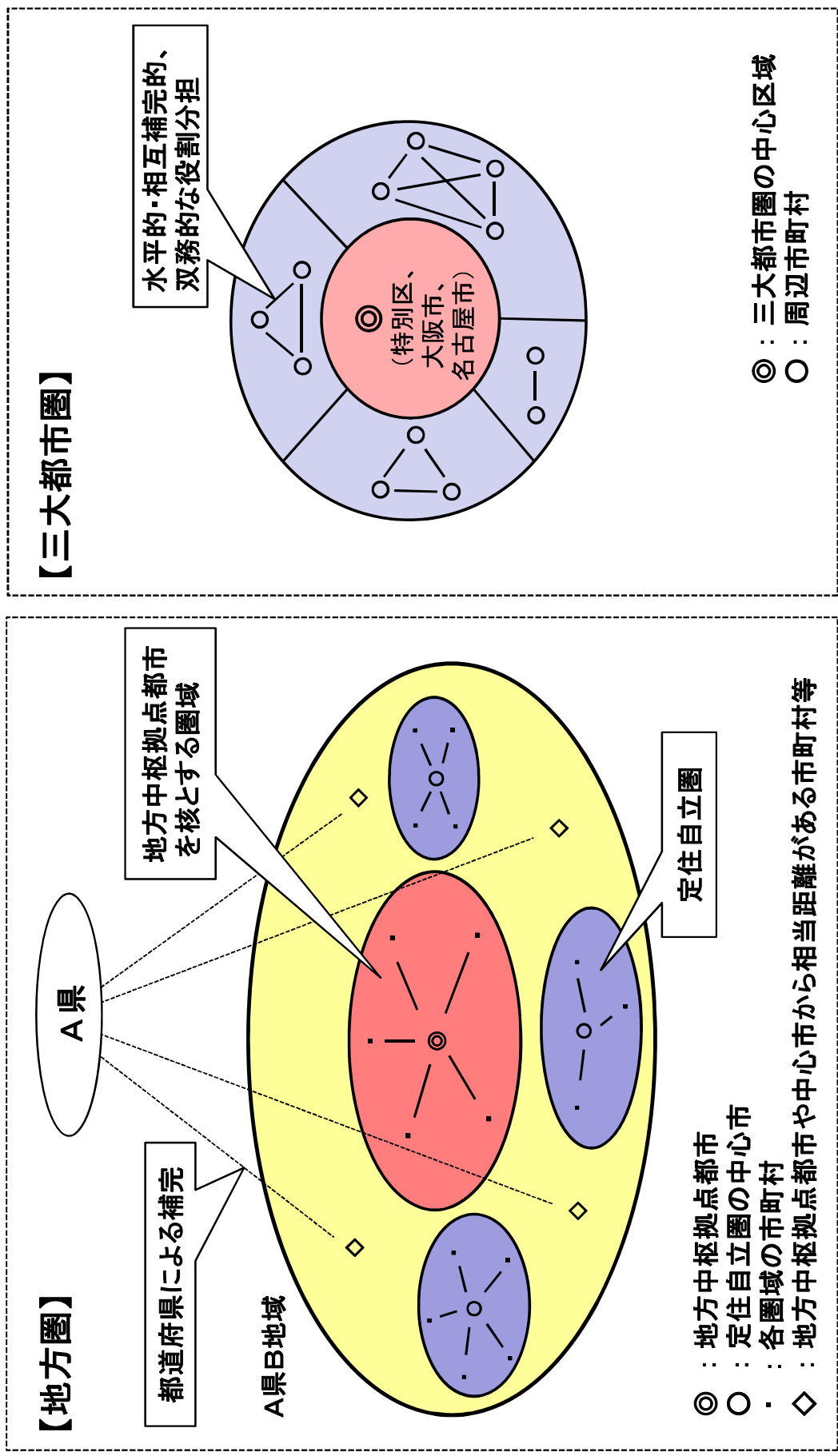
◎「平成の合併」後の基礎自治体

- ・合併により、広域的なまちづくり等の成果がある一方、専門職員の不足等の課題も存在
- ・合併による行政区域の広域化を踏まえた財政措置が必要

◎今後の基礎自治体の行政サービス提供体制の構築

- ・自主的な合併や市町村間の広域連携、都道府県による補完など多様な手法の中から各市町村が最も適したものを自ら選択

新たな広域連携イメージ図(市町村間の広域連携と都道府県と都道府県による補完)



新たな広域連携について

◎ 新たな広域連携

(第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」(平成25年6月25日総理事手交))

- 地方圏
 - ・ 「**地方中枢拠点都市**」等を中心とした連携(地方中枢拠点都市等に対して、圏域における役割に応じた適切な財政措置)
 - ・ それ以外の定住自立圏施策の対象地域では**定住自立圏**(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進
 - ・ 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携が困難な場合は、**都道府県による補完**も選択肢
- 三大都市圏
 - ・ 同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、**双務的な役割分担**を促進



○ 地方公共団体間の「柔軟な連携」を可能とする仕組みを制度化

国家間の条約のように、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入

- ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
- ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能(例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性)
- ・ 別組織(組合や協議会)を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み



- ・ **自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。**
- ・ **産学官市民の連携によるシティリージョンも推進。**

※ **地方自治法改正案を今国会に提出予定**

地方中枢拠点都市が担う役割及び財政措置

- 地方中枢拠点都市に対して、下記役割に応じて、地方財政措置（普通交付税及び特別交付税）を講じる。

* 地方中枢拠点都市の要件：①政令指定都市、新中核市（地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定）②昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当（平均人口約45万人、中央値約34万人）。

① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材（外部人材も含む）地域のキーパーソン）を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、地方の経済をけん引。

例：専門的人材の招へい、産学金官の共同研究・新製品開発支援、6次産業化支援

② 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築。

例：先進的がん医療など高度医療の提供体制の充実、グローバル人材の大学の大学への招へい

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応。

例：地域医療確保のための病院群輪番制の充実、子育て支援

- 平成26年度については、国費モデル事業として1.3億円を計上。これを利用して先行的なモデルを構築。
平成27年度より本格的に地方財政措置を講じ、全国展開を図る。

※ 地方財政措置の詳細については、先行的モデルを構築する中で具体化。
※ シティリージョンの推進につながる。

- 施策の推進にあたっては、関係府省と横串で連携。

基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会について

1 研究会設置の目的

地方中枢拠点都市の担うべき役割を整理し、その役割に応じた適切な財政措置を検討するとともに、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的に適切な役割分担を行う取組を促進するための方策、さらには、条件不利地域における広域連携・都道府県による補完のあり方等、今後の基礎自治体による行政サービス提供のあり方を検討する。

2 スケジュール

- ・平成25年7月17日(水) 第1回立ち上げ
- ・同年9月10日(火)に第2回、9月30日(月)に第3回、10月21日(月)に第4回、11月1日(金)に第5回、12月9日(月)に第6回、平成26年1月17日(金)に第7回(最終回)を開催
- ・平成26年1月24日(金)に報告書を公表

3 委員一覧

【座長】	辻 琢也	一橋大学院教授(行政学)
【座長代理】	大杉 覚	首都大学東京教授(行政学(都市行政論))
	伊藤 正次	首都大学東京教授(行政学)
	片山 健介	東京大学大学院特任講師(都市工学)
	鎌田由美子	JR東日本研究開発センターフロンティアサービス研究所副所長(生活サービス)
	勢一 智子	西南学院大学教授(行政法)
	立石 聡明	有限会社マンダラネット代表取締役
	玉冲 仁美	株式会社 紡 代表取締役
	沼尾 波子	日本大学教授(財政学)
	林 知更	東京大学准教授(憲法)
	諸富 徹	京都大学大学院教授(財政学)
	山本 隆司	東京大学大学院教授(行政法)

計 12 名

基礎自治体による行政サービス提供に関する研究会 報告書について（概要）

研究会報告書の位置付け

- 我が国の総人口は、平成60年には1億人を下回ると推計され、高齢化率も約20%から約40%へと大幅に上昇するとの見込み。
- 第30次地方制度調査会「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービスの提供体制に関する答申」（平成25年6月25日総理手交）を踏まえ、市町村が基礎自治体としての役割を持続可能な形で果たしていくため、「連携協約」に基づく地方公共団体間の新たな広域連携のあり方を検討すべく、平成25年7月に研究会（座長：辻琢也・一橋大学大学院法学研究科教授）を設置。計7回の議論を行い、平成26年1月24日に報告書を取りまとめ、**新たな広域連携のあり方に関する指針を提示**。
- **今後、平成26年度実施の先行的モデル構築事業を検証**し、「連携協約」の記載事項や支援措置について更に検討。
- 施策の推進に当たっては、**関係府省が連携して集中的に支援措置を講じていくことが必要**。

「連携協約」の制度化

- 国家間の条約のように、**地方公共団体間で「連携協約」を締結**できる新たな仕組みを導入
 - ・ 地域の実情に応じて地方公共団体間で締結、紛争解決の手続もビルトイン
 - ・ 事務分担だけでなく、政策面での役割分担等についても、自由に盛り込むことが可能（例…圏域全体を見据えたまちづくりの方向性）
 - ・ 別組織（組合や協議会）を作らない、より簡素で効率的な相互協力の仕組み
- ⇨
- ・ **自由度を拡大して、より一層の広域連携を促進。**
 - ・ **産学官市民の連携によるシテリイージョンも推進。**

※ **地方自治法改正案を今国会に提出予定**

地方圏

地方中枢拠点都市(圏)

- 地方中枢拠点都市の要件を満たす市と近隣市町村が締結する「連携協約」に、以下の役割ごとに具体的な取組を記載。「連携協約」締結により、圏域の境界(県境を含む)を越える都市間連携(シティリージョン)も推進。

※ 地方中枢拠点都市の要件: ①政令指定都市、新中核市(地方自治法改正により人口20万人以上に要件を緩和予定)、②昼夜間人口比率1以上。全国で61市が該当(平均人口約45万人、中央値約34万人)。

① 圏域全体の経済成長のけん引

都市圏域内の多様な資源・企業・人材を動員し、地方中枢拠点都市が成長のエンジンとなり、産学金官民が連携して地方の経済をけん引

② 高次の都市機能の集積

都市圏域全体に対する高度・専門的なサービスを提供し、グローバルな人材が集まってくる環境を構築

③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

都市圏域全体の利便性を向上し、近隣市町村の住民のニーズにも対応

- 上記役割に応じて、地方中枢拠点都市となる市に対して**地方財政措置(普通交付税及び特別交付税)**。

※ ③の役割については、地方中枢拠点都市と近隣市町村が協働しながら果たしていくものであることから、双方に対して地方財政措置。

- 地方中枢拠点都市の首長と近隣市町村の首長とが定期的に協議すべきことを「連携協約」に記載し、丁寧な調整を担保。

※ 定住自立圏

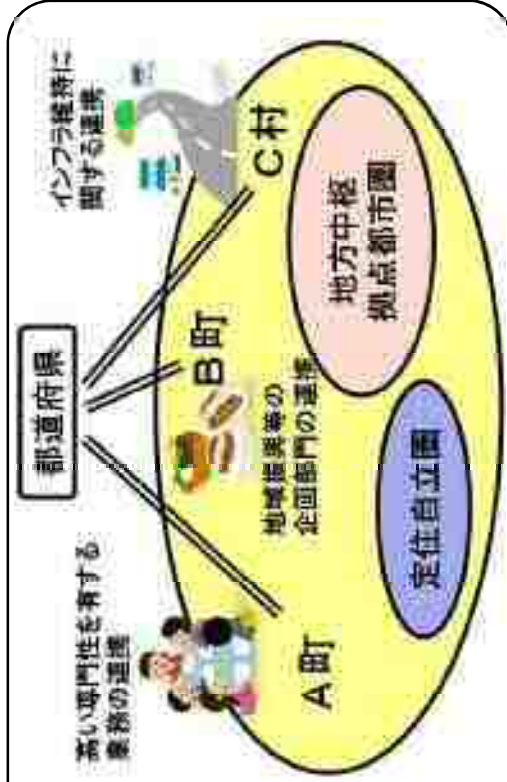
(人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を、地方中枢拠点都市圏以外の定住自立圏構想の対象地域では、一層推進。



地方圏

条件不利地域における市町村と都道府県の連携

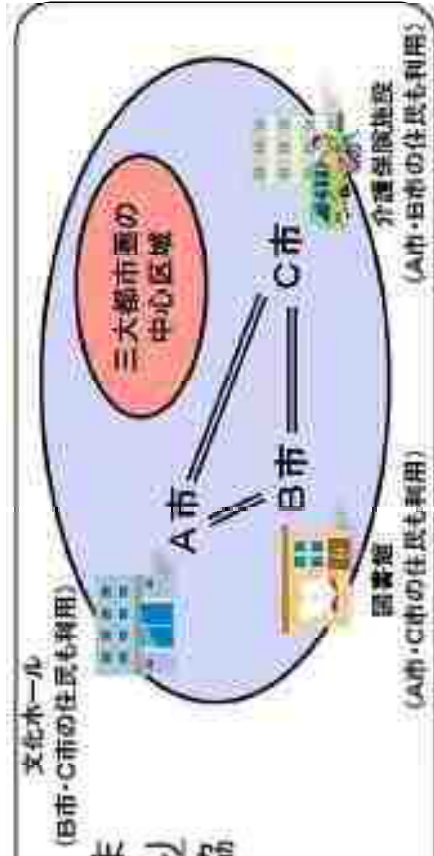
- 地方中枢拠点都市等から相当距離がある等、市町村間の広域連携では課題の解決が難しい場合は、都道府県との連携も選択肢。
- 専門性が要求される各種社会福祉関連業務やインフラ維持に関する業務、地域振興等の企画部門の業務等について、**地域の実情に応じて対象事務や連携方法を協議**して「連携協約」に記載。



三大都市圏

水平的・相互補完的、双務的な連携

- 現在は広域連携があまり進んでいないことを前提に、まずは、喫緊の課題である**公共施設や介護保険施設のあり方等**について、連携を検討し、これを端緒として「連携協約」に基づく連携を推進。



定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会 中間とりまとめ

(平成25年12月) (抄)

(定住自立圏構想の実績と取組の必要性・財政措置のあり方)

○ 定住自立圏構想は、急速な少子高齢化・人口減少が予測されるなか、「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市と周辺市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより圏域全体として必要な生活機能を確認し、地方圏における定住の受け皿を形成することを目的に、平成21年度から全国展開された。その結果、中心市宣言を行った団体は87団体に、ビジョン策定団体は76団体となるなど、全国で取組が進んでいる。

○ 他方、構想開始から4年を経た現在、地方圏を取り巻く状況は厳しさを増している。今後、定住自立圏構想による取組を一層強力に推進していく必要がある。

○ 取組の具体的内容について見てみると、特に、休日夜間診療所の運営や病児病後児保育など定住に不可欠な医療・福祉の取組と、市町村域を越えたバスの運行など、病院等の生活基盤にアクセスするために必要な地域公共交通を中心に取組が進んでおり、大半の団体が両分野の取組の効果が最も顕著であると評価し、今後も取組を進めるとしている。

○ また、定住自立圏構想に取り組む各団体は当初の想定以上に積極的に事業を行ってきたが、今後、地方圏の人口、特に小規模自治体の人口がさらに減少することが見込まれるなど、地方圏を取り巻く環境が一段と厳しさを増すなか、地域で生活を続けるために特に必要となる医療・福祉と地域公共交通分野の更なる取組の必要性が強まっている。

○ さらに、地方圏での定住のためには、圏域における雇用機会の確保が必要であり、多くの団体が、今後経済活性化に取り組む意向を示している。経済活性化は、個々の市町村が行うよりも圏域全体で取り組んだ方が効率的・効果的であると考えられ、今後、一層圏域としての経済活性化の取組の重要性が増すものと考えられる。

定住自立圏構想の今後のあり方に関する研究会 中間とりまとめ

(平成25年12月) (抄)

- 上記のように、特に医療・福祉、公共交通、経済活性化の3分野の取組についてはより重要性が増すことから、中心市・周辺市町村の果たすべき役割を踏まえ、3分野の財政需要に応じた財政措置の見直しが必要ではないか。
- (取組強化のためのガバナンス)
- 定住自立圏構想の取組の強化を図るためには、圏域内の一層の意思疎通を図ることが重要であり、例えば、圏域の未来像や毎年の事業内容等について圏域内の市町村長が定期的に会合を行うこととしてはどうか。
- 更なる取組を促進するため、定住自立圏の取組や、その効果をわかりやすく住民等に伝え、積極的な参画を促していく必要があるのではないか。
- 市町村の枠を超えた圏域で、産学官民が連携して事業が展開されるよう、特に、喫緊の課題となっている地域経済の活性化の取組について、一定のプロジェクトモデル(先導的取組)について支援を行い、ノウハウを共有することにより、各地での連携した取組を具体的に推進していく必要があるのではないか。
- こうした取組を通じ、定住自立圏のガバナンスを複層的に強化していく必要があるのではないか。
- (自治体への情報提供等)
- 先進的な取組事例やノウハウを、客観的な効果も交え自治体に情報提供し、他の地域に広めていくことも重要ではないか。

第百八十六回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説

(平成26年1月24日(金))(抜粋)

八 地方が持つ大いなる可能性を開花させる

(元気な地方を創る)

人口減少が進む中においても、元気な地方を創る。これは、大いなる挑戦であります。

自主性と自立性を高めることで、個性豊かな地方が生まれます。一次内閣で始めた第二次地方分権改革の集大成として、地方に対する権限移譲や規制緩和を進めます。

行政サービスの質と量を確保するため、人口二十万人以上の地方中枢拠点都市と周辺市町村が柔軟に連携する、新たな広域連携の制度を創ります。中心市街地に生活機能を集約し、併せて地方の公共交通を再生することにより、まち全体の活性化につなげてまいります。

中山間地や離島といった地方にお住まいの皆さんが、伝統ある故郷を守り、美しい日本を支えています。活力ある故郷の再生こそが、日本の元氣につながります。こうした地域で、都道府県が、福祉やインフラの維持などを支援できる仕組みを整えます。都市に偏りがちな地方方法人 税収を再分配する仕組みを創り、過疎に直面する地方においても、財源を確保してまいります。

地方には、特色ある産品や伝統、観光資源などの「地域資源」があります。そこに成長の「可能性」があります。地域資源を活かして新たなビジネスにつなげようとする中小・小規模事業者を応援します。

第8回県・政令指定都市サミット（G3）における確認事項

県と静岡市・浜松市の両政令指定都市が、協働・協調して県勢の発展を牽引していくことが重要であるとの認識に立ち、本日、第8回目となる県・政令指定都市サミット（G3）を開催し、将来を見据えた地域づくり等について意見交換を行い、次の点について確認した。

1 地震・津波対策の推進について

第4次地震被害想定では、県内の広範囲で甚大な人的・物的被害が想定されており、南海トラフで発生する巨大地震などに対応した地震・津波対策は、最優先に取り組む課題である。

このため、県と両市は、「地震・津波対策アクションプログラム 2013」に基づき、想定される被害をできる限り軽減し、一人でも多くの県民の命を守ることを目標に、ハード・ソフトの両面から幅広い対策を実施し、連携・協働して地震・津波対策を推進することとした。

2 “しずおか型特別自治市” 実現に向けて

県と両市は、“しずおか型特別自治市”の実現に向け、制度骨子案の作成と現行制度下における事務権限移譲の推進に関し、積極的な取組を進めてきた。

その成果として、本日、我が国の地方自治の新たな可能性を拓く「内政のフロンティア」としての意義を有する“しずおか型特別自治市”制度の骨子と、来年度以降の両市への事務権限の着実な移譲について確認した。

今後、国による地方分権改革が一層進展していくことが見込まれる中、本取組を全国に発信するとともに、全県的な理解・共感のもと、全国をリードする基礎自治体の自立モデルの確立に向けて、三者が協働して取り組むこととした。

3 効果的な公共資産の有効活用の推進について

公共資産の維持管理、更新は、全国自治体の共通の問題であり、県と両市においてもその取扱いが大きな課題となっている。

公共施設の長寿命化、保有する資産の有効活用、保有リスクの軽減等について、効果的で実効性のある取組を推進するため、三者間における情報の共有等、連携を図ることを確認した。

また、県内市町の連携による効果的な取組の推進のため、各自治体の課題や取組の情報交換、県内の公共施設の情報共有などを図り、公共施設マネジメント手法や広域連携の可能性について研究する連絡会等の設置の検討を進めていくこととした。

次回の「県・政令指定都市サミット（G3）」は、浜松市がホストとなり、来年度秋を目途に開催する。

平成25年10月21日

静岡県知事 川勝 平太
静岡市長 田辺 信宏
浜松市長 鈴木 康友

“しずおか型特別自治市”実現に向けて

●“しずおか型特別自治市”キックオフに向けた県と両市の連携による準備

1 特別自治市制度の検討

県・両市の特性、地方制度調査会における議論等を踏まえつつ、大都市制度改革をリードする“しずおか型”の意義や基本的な考え方を、県と両市で検討。

2 現行制度下での移譲協議

・県が「制度上移譲等が可能」と整理した事務から第一弾として一部を県・両市で詳細協議実施。
・指定都市に移譲する事務の整理・抽出と移譲に向けた準備。

3 近隣市町への情報提供等に着手

両市が、それぞれ広域連携の会議（静岡：中部5市市長会議、浜松：遠州広域行政推進会議）で近隣市町に対し“しずおか型特別自治市”に関する資料提供、説明等に着手。

H25 G3: “しずおか型特別自治市”のキックオフ(PHASE1のスタート)

●“しずおか型特別自治市”PHASE1における取組の概要

1 特別自治市制度の情報発信

・基礎自治体強化の具体的提案として、市民、県民の理解を促進。
・あらゆる機会を捉えて全国に情報発信。

2 全国No.1の移譲推進

・他の追随許さぬ「移譲実績No.1」確立。
・事務処理特例制度等を活用した移譲推進。
・移譲推進のため財源措置のあり方等を検討。

3 県、両市、近隣市町の連携推進

・両市は圏域の拠点都市として近隣市町と地域の行政課題の解決等に積極的に取り組む。
・県と両市は一層緊密な連携の下、地域全体の発展を実現。

特別自治市制度の法制化、基礎自治体の自立モデルの確立へ

“しずおか型特別自治市”制度の概要

静岡県、静岡市及び浜松市の主な**特性**

- 広域性と多様性ある「**国土縮図型**」都市
- 政令指定都市**移行を目指した大規模合併実現**
- 静岡県＝権限移譲法律数**日本一**
- 圏域の拠点都市として**積極的な広域連携**を推進
- 県と両市が**強固な連携と改革の意思共有**

「しずおか型」の意義～**内政のフロンティア**～

- ① “**地方自治**”のフロンティア
→ 道州制を視野に入れた全国の意欲ある自治体にとっての「**モデル**」創設
- ② “**地域連帯**”のフロンティア
→ 広域連携の「**核**」**強化**で地域の連帯を創出
- ③ “**地方行革**”のフロンティア
→ **二重行政解消**で効率的・効果的な地方行政体制を**実現**

“しずおか型特別自治市”の**ポイント**

- ① **事務権限** : 警察事務（道路交通行政以外）等の真に広域的な事務を除く**地方**が担うべき**事務を担当**。
特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスへの提供に影響を及ぼさないよう必要に応じて措置。
- ② **税財源** : 市内の全ての**地方税**を特別自治市が**賦課徴収**。道州制下では事務配分に応じ再配分。
警察事務等は事務配分に応じて負担。
特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスへの影響が生じるときは必要な財政調整。
- ③ **自治構造等** : 簡素な行政組織のもと地域の实情に応じ**区の設定**や**都市内分権**を実施。**住民参加**手続や**住民代表機能**等も**実態**に即した形で**整備**。
- ④ **広域連携** : **圏域全体の発展**に向け、連携の**核**として近隣市町村や都道府県と**一層の広域連携を推進**。

「『全国No.1』の移譲推進」静岡県、静岡市及び浜松市の挑戦

STEP1【H24.7月～H25.4月】

- ・**県**(知事部局・教委)が処理する6,385の**全業務**について移譲可能性を調査
- ・「制度上移譲が可能」、「役割分担見直し余地ある」業務として県から指定都市に427業務を提示
- ・県と指定都市による詳細協議に向けた**事前調整**

STEP2【H25.4月末～H25.9月】

- ・事前調整が調った230業務について、県市担当部署での**詳細協議**着手
- ・詳細協議においては、業務の現状、移譲する場合の課題等を整理・情報共有

第30次地方制度調査会答申【H25.6月】

詳細協議の成果

- ・全国をリードする移譲数：「自然公園内における行為の許可」、「企業立地促進法に基づく認可」をはじめ、地方制度調査会答申に掲げられた事務を含む**38業務**について指定都市への**移譲**に合意
- ・移譲推進の「課題抽出・分析」：今後の更なる移譲を進める上での課題を整理・認識共有

分権の新たなステージへ【“しずおか型特別自治市” PHASE1における取組】

- ・**質**でも全国No.1：地方制度調査会答申の趣旨を踏まえ、今後も継続的に検討・協議し、権限移譲推進による指定都市の**政策的自由度の向上**を図る
- ・移譲推進の「課題解決」先進県市：法改正によらなければ移譲できないものは、**国への働きかけ**を行うとともに、更なる独自移譲を推進するための**財源措置のあり方等の検討**により継続的に推進

“しずおか型特別自治市”制度骨子

平成 25 年 10 月

静岡県・静岡市・浜松市

“しずおか型特別自治市”制度骨子

目次

I	“しずおか型特別自治市”制度骨子	1
1.	“しずおか型特別自治市”の意義等	1
(1)	静岡県、静岡市及び浜松市の特性	1
(2)	～内政のフロンティア～ “しずおか型特別自治市”の意義	1
2.	“しずおか型特別自治市”の基本的考え方	2
(1)	特別自治市、広域自治体、国の役割分担	2
(2)	特別自治市が担う事務	3
(3)	特別自治市の税財源	3
(4)	特別自治市における自治構造と住民自治の強化	3
3.	“しずおか型特別自治市”と広域自治体や近隣市町村との関係	3
4.	“しずおか型特別自治市”の移行手続等	4
II	“しずおか型特別自治市”の実現プロセスと静岡県及び両市の取組	4
1.	“しずおか型特別自治市”の実現プロセス	4
(1)	PHASE 1：現行制度下での最大限の機能強化	4
(2)	PHASE 2：特別自治市の法制化	4
(3)	PHASE 3：道州制移行に伴う基礎自治体の自立モデルの確立	4
2.	“しずおか型特別自治市”の実現に向けた静岡県及び両市の取組	5
(別紙)	“しずおか型特別自治市”実現プロセスのイメージ	6

I “しずおか型特別自治市”制度骨子

1. “しずおか型特別自治市”の意義等

(1) 静岡県、静岡市及び浜松市の特性

- ①静岡市及び浜松市（以下「両市」という。）は、いわゆる平成の合併において、住民の日常生活圏等と市域との一致や、基礎自治体強化のために政令指定都市移行を目指して市町村合併を進めたことで、県に匹敵する人口と面積を有し、都市部とともに農山村や過疎地域等を含むなど、広域性と多様性を有する国土縮図型の政令指定都市である。
- ②両市の政令指定都市移行は、静岡県の強い支援により実現したものであり、特に静岡市の移行は、新たな大都市の姿や、都道府県の支援下での基礎自治体の強化モデルを具体的に全国に提示した、フロントランナーとしての意義を持つ。
- ③静岡県は、全国の都道府県で最も権限移譲に積極的に取り組んでおり、両市は、都道府県の事務を最も多く処理する政令指定都市として、高度の行政処理能力を有している。
- ④圏域の拠点都市として、静岡市は静岡県中部地域の各自治体と、浜松市は静岡県西部地域のみならず愛知県東部（東三河）地域及び長野県南部（南信濃）地域の各自治体と、それぞれ積極的な広域連携を図り、市や県など行政の区域にとらわれることなく、地域の実態や住民生活に即した広域的な課題の解決と圏域全体の発展を推進している。
- ⑤両市と静岡県の3者は、両市の指定都市移行後も信頼関係のもと強固な連携を築いてきた。また、単に政策調整に留まらず、新たな地方自治のあり方を提示し、現状に安住しない改革の意思を共有している。

(2) ～内政のフロンティア～ “しずおか型特別自治市”の意義

“しずおか型特別自治市”は、我が国の地方自治の新たな可能性を拓く「内政のフロンティア」として、主に次の意義を有するものである。

① “地方自治”のフロンティア

- ・“しずおか型特別自治市”は、人口構造や経済社会構造の変化など大都市を含む全ての地方自治体が直面する課題への対応や、地域の活力アップのため、規模・能力の拡充や地方行政の大幅な効率化を戦略的に進める全国の基礎自治体にとって、ゴールとなる大都市制度と位置付け、道州制を視野に入れた基礎自治体強化の確かな道筋を示すことで、新時代の地方統治構造変革をリードするものである。
- ・具体的には、意欲の高い基礎自治体が、広域自治体の強力な支援協力のもと、積極的な権限移譲の受入れなどによる能力の向上及び地域住民の意思

に基づく市町村合併又は近隣市町村等との積極的な広域連携を進めるなどによる規模の拡大を進め、最終的には法定化された所定の手続により、特別自治市への移行を可能とするものである。

- ・特別自治市に行政権限が集約されることで、政策選択の自由度が高まり、自立した都市経営による政策展開が可能となり、ひいては地域の個性や魅力を最大限発揮し、我が国の社会経済をけん引することとなる。

② “地域連帯” のフロンティア

- ・“しずおか型特別自治市”は、行政の区域でなく、人々の暮らしや経済活動の範囲を政策の発想の原点とし、地域の連帯に基づく発展の新たな可能性を提示するものである。
- ・具体的には、機能強化された特別自治市が、連携の核として、近隣市町村とともに、住民の生活圏域や地域課題に応じて、地域の創意工夫による多様な手法で、地域課題を解決することや、地域の潜在力を最大限引き出すことを可能とするものである。
- ・さらに、基礎自治体の事務に加えて広域自治体の事務の共同処理を行うことや特別自治市が加入する広域連合を国の事務の受け皿とすることなど、これまでにない連携の可能性を有するものである。

③ “地方行革” のフロンティア

- ・“しずおか型特別自治市”は、二重行政を解消し、地方行政の効率化を進めることで、少子高齢化や社会資本の老朽化等に備えた効率的・効果的な地方行政体制を実現できる制度である。
- ・具体的には、地方行政サービスを特別自治市が総合的に提供することで、住民の利便性向上や一体的なまちづくり等による大胆な行政効率化の新たな可能性を提供するものである。
- ・地方行政サービス（受益）と地方税等（負担）が特別自治市に一元化することで、住民にとって分かりやすく納得感ある行政の実現を可能とするものである。

2. “しずおか型特別自治市”の基本的考え方

(1) 特別自治市、広域自治体、国の役割分担

- ① “しずおか型特別自治市”は、補完性・近接性の原則に基づき、地方が担うべき事務を処理し、基礎自治体として、極めて自己完結性の高い都市経営を進めるものとする。
- ② 広域自治体は、内政に関する基礎自治体の区域を超える広域行政を行い、広域的な地域経営の主体としての役割を担うものとする。
- ③ 国の役割は、国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の

生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの等とし、国本来の機能の集約、強化を図るものとする。

(2) 特別自治市が担う事務

- ①特別自治市は、警察（道路交通行政に関係するものを除く）に代表される真に広域的な事務を除く地方が担うべき事務を担う。
- ②現在の都道府県制度の下では、特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスの提供に影響を及ぼさないよう配慮し、必要に応じて所要の措置を講じる。

(3) 特別自治市の税財源

- ①適切な役割分担に応じた税財源を配分することとし、現在の都道府県制度の下では、市域内の全ての地方税を特別自治市が賦課徴収する。
なお、特別自治市以外の地域における都道府県の行政サービスへの影響が生じるときは、都道府県と特別自治市の間で必要な財政調整を行う。
- ②（２）に掲げる真に広域的な事務の経費は、事務配分に応じた負担とする。
- ③道州制に移行する場合の税財源については、国、道州、特別自治市の役割分担に応じて、特別自治市に税財源の移譲を行う。
- ④移譲事務権限に関する資産・負債については、広域自治体、特別自治市等で協議を行い、適切に再編等を行った上で移管することを原則とする。

(4) 特別自治市における自治構造と住民自治の強化

- ①特別自治市は、簡素な行政組織のもと市としての一体性を確保しつつ、地域の実情にきめ細かく対応した行政を進めることを基本とし、地域の実情に応じて行政区を置き、住民に身近な総合行政の拠点として区役所を設けた上で、地域の実情に応じた必要な都市内分権を進める。
- ②区の運営に当たっては、地域の実情や住民の希望に合った形で住民参加手続の拡充や住民代表機能を適宜付与する等により、区政に住民が参画する機会を十分に提供するものとする。

3. “しずおか型特別自治市”と広域自治体や近隣市町村との関係

- ①圏域全体の発展のため、特別自治市は近隣の市町村との積極的な連携を進めていく。
- ②広域連携等を通じて圏域全体の行政水準の向上に寄与するため、特別自治市の有する高度の行政処理能力や専門人材等の資源を活用する。
- ③特別自治市と広域自治体は、地域全体の発展と地方行政の効率化の観点から、積極的な連携を図ることとする。

4. “しずおか型特別自治市”の移行手続等

- ①特別自治市は、自立を目指す意欲ある都市が移行できるよう、法令に定められた手続により指定される一般制度とする。
- ②特別自治市は、基礎自治体とする。
- ③特別自治市の指定は、相応の規模・能力を有する基礎自治体が、当該市の議決を経て、都道府県の同意（都道府県議会の議決）を得た後、総務大臣に対して申出を行い、これに基づき総務大臣が政令で定めることにより行う。
- ④道州制下における移行手続は、道州制の構築の際に併せて設定されるものとする。

Ⅱ “しずおか型特別自治市”の実現プロセスと静岡県及び両市の取組

1. “しずおか型特別自治市”の実現プロセス

“しずおか型特別自治市”は、都道府県制度の廃止と道州制の導入や地域の広域行政の新しい形を視野に入れ、次の3つの段階を経て実現する。

(1) P H A S E 1 : 現行制度下での最大限の機能強化

- ①“しずおか型特別自治市”の実現を視野に入れながら、現行制度下での都道府県から指定都市への最大限の権限・財源移譲が行われる段階。
- ②最大限の権限移譲・財源移譲により指定都市を実質的に特別自治市へ近づけるとともに、特別自治市の法整備に向けた検討を進める。

(2) P H A S E 2 : 特別自治市の法制化

- ①国による“しずおか型特別自治市”を実現する大都市制度の法整備が行われる段階。
- ②特別自治市の法制化に当たっては、道州制に関する議論も踏まえて推進される。

(3) P H A S E 3 : 道州制移行に伴う基礎自治体の自立モデルの確立

- ①道州制の導入に伴い、特別自治市が基礎自治体の自立モデルとして確立する段階。
- ②多様な政策選択の機会を得て、特別自治市が市域を越えた圏域全体の自立・活性化を推進する。

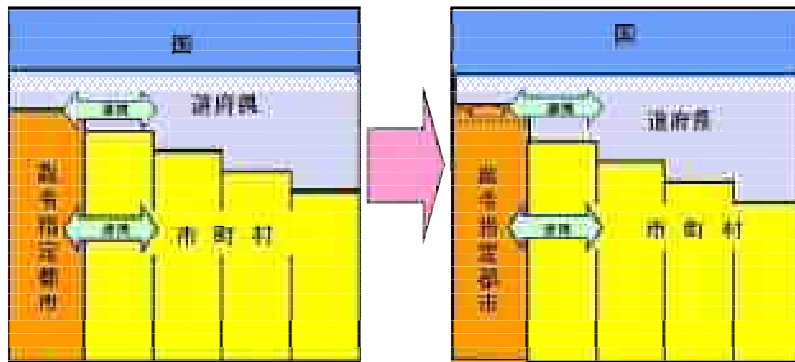
2. “しずおか型特別自治市”の実現に向けた静岡県及び両市の取組

- ①静岡県及び両市は、県・政令指定都市サミット（G3）での合意に基づき、道州制を視野に入れつつ、自立した地域経営を行う基礎自治体のモデルとなる“しずおか型特別自治市”の理念を共有し三者による協議の体制を整えており、引き続き、その実現に向けて3者の連携の下、必要な取組を進める。
- ②協議の進捗状況に応じて、体制の拡充などを図り、“しずおか型特別自治市”の実現を推進する。
- ③地方分権改革や道州制の議論を見据えつつ、国等へ意見発信していく。

(別紙) “しずおか型特別自治市” 実現プロセスのイメージ

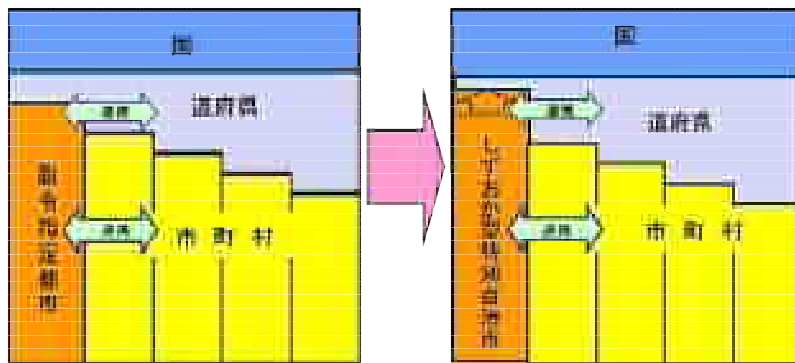
(1) PHASE 1 : 現行制度下での最大限の機能強化

“しずおか型特別自治市” の実現を視野に入れながら、現行制度下での都道府県から指定都市への最大限の権限・財源移譲が行われる段階



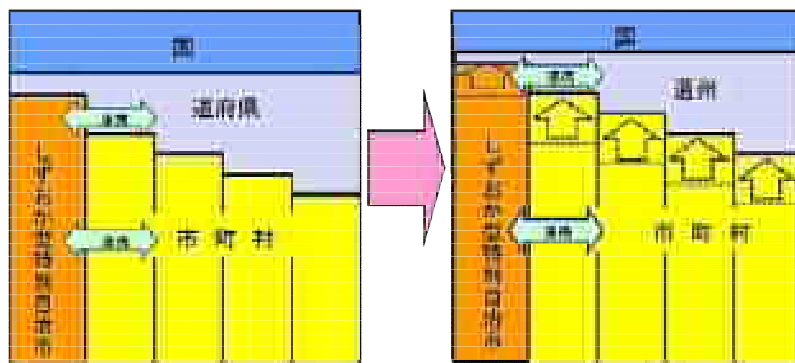
(2) PHASE 2 : 特別自治市の法制化

国による“しずおか型特別自治市”を実現する大都市制度の法整備が行われる段階



(3) PHASE 3 : 道州制移行に伴う基礎自治体の自立モデルの確立

道州制の導入に伴い、特別自治市が基礎自治体の自立モデルとして確立する段階



※「連携」

政令指定都市、“しずおか型特別自治市”の市域を超えた広域的な対応が必要な事務については、道府県、道州、他の基礎自治体と連携して対応

◆「現行制度下における最大の機能強化」への取組 ～ 県が実施する事務の整理と平成25年度の協議結果 ～
 ※施策展開表記載業務(6,385業務)から内部管理業務など県固有の業務(2,417業務)を除く3,968業務の状況

区分	移譲の可否・適否		移譲区分/移譲不可の主な理由等	備考	詳細協議移行業務数		協議結果				
	全て移譲可能	一部移譲可能			静岡市	浜松市	協議成立	協議継続	協議不調等		
法令に基づき実施する事務 (1,834業務)	全て移譲可能	165業務	計 222業務		152業務	152業務	133業務	152業務	33業務	71業務	48業務
	一部移譲可能	57業務									
任意事務	移譲不可・不適	990業務	法律の規定により移譲が制限 行政機関の権限の行使等 法の趣旨・目的から事業主体が限定されると解される 市域を越える広域的な視点での対応が必要	水道事業の廃止許可、料金変更の届出受理(水道法)など ・市町村に対する許可、監督等の関与 ・法律に都道府県の義務、責務と規定 ・都道府県に対して専門職員の配置が義務付け など ・広域計画(県計画)の策定権限 ・広域的・根幹的施設に係る許可権限 ・都道府県単位で設置される団体に對する許認可・監督権限 など 林道の整備(森林法)、中小企業高度化資金の貸付(中小企業基盤整備法) など 事務権限行使の対象となる施設等が指定都市に存在しない など 県道管理、保健所の設置、特定行政庁 など 更生相談所の設置 など 森林組合の設立認可、農地転用許可 など	78業務	72業務	78業務	78業務	5業務	14業務	59業務
	指定都市には該当業務なし等	71業務	指定都市が事業を実施しても国等の財政支援の対象とならない								
任意事務	全て移譲済み(※)	551業務	＜法定移譲＞ ＜法令任意＞ ＜条例移譲＞								
	市独自の判断で実施が可能 ・既に指定都市でも実施済み ・役割分担見直し余地あり										
(合計) 3,968業務					(合計) 230業務	(合計) 205業務	(合計) 230業務	(合計) 230業務	(合計) 38業務	(合計) 85業務	(合計) 107業務

・1つの市のみで協議が調った業務
 についても協議成立とカウント
 ・任意事務5業務は、協議が調った
 法令事務の附帯事務

現行制度下における権限移譲 移譲合意38業務

No	業務内容	協議結果			備考
		事務の性質			
		法令 事務	任意 事務	両者 混在	
1	財産区制度の運用助言・情報提供	◎			地方自治法第295条
2	全国消費実態調査	◎			統計法施行令別表第1の5の項
3	住宅・土地統計調査	◎			統計法施行令別表第1の2の項
4	就業構造基本調査	◎			統計法施行令別表第1の4の項
5	応急仮設住宅早期入居プランの推進			◎	災害救助法第23条第1項
6	保全標識、説明板等の設置、補修		○		No7の附帯事務
7	自然環境保全地域内における行為許可等	○			自然環境保全条例第13条第3項ほか
8	自然公園内における行為の知事許可等	◎			県立自然公園条例第19条第4項ほか
9	騒音の実態に基づく関係機関等への要請		◎		No10の附帯事務
10	その他の騒音・振動対策 (騒音に係る環境基準の地域の類型の指定／新幹線鉄道・航空機)	◎			環境基本法第16条第2項
11	障害程度区分認定調査員等研修	◎			障害者自立支援法第78条
12	病院・診療所の開設許可等事務			◎	医療法第12条の2第1項ほか
13	温泉採取許可等指導	◎			温泉法第14条の2ほか
14	毒物劇物営業者等の登録・許可	◎			毒物劇物取締法第6条の2第1項ほか
15	毒物劇物営業者の監視指導			◎	
16	企業立地促進法の対応	◎			企業立地促進法第14条第3項ほか
17	砂利採取法による採取計画の認可	○			砂利採取法第16条ほか
18	500,000m ³ を超える砂利及び岩石採取	○			採石法第33条ほか
19	砂利及び岩石採取計画の変更許可	○			
20	立入検査日程		○		No17等の附帯事務
21	砂利及び岩石採取場の立入検査への同行		○		
22	砂利及び岩石採取場の立入検査結果		○		
23	許可事務(製造、貯蔵、輸入)、登録事務(容器再検査所) 高圧ガス保安法	◎			高圧ガス保安法第5条第1項ほか
24	届出等受理事務(販売、消費、施設変更等) 高圧ガス保安法	◎			
25	検査業務(立入検査・保安検査) 高圧ガス保安法	◎			
26	事故対応 高圧ガス保安法	◎			
27	許可事務(貯蔵施設、特定供給設備、充填設備) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	◎			液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第3条ほか
28	登録・認定事務 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	◎			
29	届出等受理事務 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	◎			
30	立入検査業務 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	◎			
31	保安関係機関との調整 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律			○	
32	事故対応 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	◎			
33	許認可事務 火薬取締法	◎			火薬類取締法第3条ほか
34	検査業務(保安検査、立入検査) 火薬取締法	◎			
35	火薬類等の事故時対応 火薬取締法	◎			
36	関係機関との調整・指導 火薬取締法			○	
37	教職員の児童手当の支給	◎			児童手当法第7条第1項ほか
38	埋蔵文化財の発掘通知受付及び取扱指導	○			文化財保護法第97条

注)協議結果欄の◎は両市に移譲 ○は1つの市に移譲